

【研究ノート】

施設実習先との連絡調整を通しての実習受け入れの現状と課題 ——2019年度新設大学の取り組み——

Current State and Issues on Planning the Practical Training at Welfare Facilities: A Case Study of a Newly Established University

前島 美保 森下 順子

2019年4月に開学した和歌山信愛大学は、教育学部子ども教育学科で、小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・保育士資格・社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格が取得可能であり、教職・保育職を目指す学生が在籍する。これらの免許及び資格取得のためには、学外の教育・保育に関する現場での実習も必修科目として課せられている。新設大学は、実習にむけての資料作成をはじめ、実習先と確認すべき項目等を含む様々な準備が必要である。

本稿では、2020年度より開始される保育実習Ⅰ（施設）における、実習受け入れ先との連絡調整に焦点をあてる。事前に作成した「実習先との確認事項リスト」を基に、施設における実習受け入れに関する現状と課題について明らかにし、今後の施設実習に関してさらに円滑な連携が取れるように考察を加えたい。

キーワード：保育実習Ⅰ、施設実習、実習先との連絡調整

1 はじめに

保育士は国家資格であり、児童福祉法第十八条の四では、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であることが、定義されている(福祉小六法編修委員会2018)。保育士資格取得の要件は、大学・短期大学・専修学校等、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の養成課程を修了するか、もしくは都道府県知事が実施する保育士試験に合格することである(厚生労働省ホームページ)。

厚生労働省の指定する指定保育士養成施設における保育士養成課程を構成する教科目は、保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目、保育実習である。そして「保育実習」に関する科目は、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲである。保育

実習Ⅰ及び保育実習Ⅲでは、保育所以外の児童福祉施設等における実習となる(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長2019)。このことは、表1に示す指定保育士養成施設指定基準(別表①)に定められている。

保育実習の目的については、保育実習実施基準に「保育実習は、その修得した教科目全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。」と明記されている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長2019)。履修方法や実習施設については、表2履修の方法に示す通り、保育実習Ⅰは保育所や幼保連携型認定こども園等における実習と児童養護施設や障害児(者)施設等における実習から成り立っている。

和歌山信愛大学は、文部科学省の設置認可を受け、2019年4月に開学した大学である。本学における学部学科は、教育学部子ども教育学科であり、小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・保育士資格・社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格が取得可能である。免許及び資格取得の

ためには、教育職員免許法及び児童福祉法で定められている科目の履修が必要であり、本学においても学外の教育現場及び児童福祉施設等の現場における実習を必修科目としている。開学に伴い、これらの実習が円滑に実施できるよう、実習受け入れ先との連絡調整が必要になった。

本稿では、2020年度より開始される保育実習Ⅰ（施設）における実習受け入れ先（以下「実習施設」という。）との連絡調整を取り上げ、実習施設との連絡調整の準備から、学生の実習配属先の選定までの流れについて報告する。実習における事前準備や学生に対する事前指導において、必要と考えられる事項についてリストを作成した。実際に行った連絡調整の結果をまとめ、実習受け入れの現状と課題について明らかにした。最後に施設実習に関して、今後の連携がさらに円滑に取れるよう考察を加えたい。

表1 指定保育士養成施設指定基準

1 指定保育士養成施設指定基準（別表①）			
系 列	教 科 目	授 業 形 態	単 位 数
保育の本質・目的に関する科目	指定保育士養成施設において設定。		
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法に関する科目			
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1

表2 保育実習実施基準における履修の方法

実 習 種 別 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設におけるお おむねの実習日 数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。
 (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
 (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

2 履修の方法

2 本学における保育実習Ⅰ（施設）の概要

本学では乳幼児期から学童期まで、保・幼・小の連続性が理解できる教育者・保育者の養成を目指すため、2年次までは全ての学生が免許・資格に関連する基本的な科目を共通して学ぶことができる。3年次において「小幼コース」と「幼保コース」に分かれて、自身の将来像を見据えた専門的な学びを展開し、それぞれの教育現場に即した実践力を身につけることができる（和歌山信愛大学履修のてびき 2019）。

保育実習Ⅰ（施設）は、保育士資格取得を希望する学生が履修する科目の1つである。また小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律により、小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生は、介護等体験が義務付けられている（市川他

2018)。本学では、介護等体験を保育実習Ⅰ（施設）または保育実習Ⅲによる読み替えを行うため、小学校教諭一種免許状取得を希望する学生は保育実習Ⅰ（施設）または保育実習Ⅲを履修する必要がある。保育実習Ⅰ（施設）は、幼保コースの学生が2年次の2月、小幼コースの学生が3年次の6月に、それぞれ10日間で実施する。コースは2年次の秋に、希望調査を基本として決定する。実習の目的やねらい、実習内容については、下記の保育実習Ⅰ（施設）要綱（和歌山信愛大学実習記録 2020）に示す。

3 保育実習Ⅰ（施設）要綱

3.1 実習の目的

居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における観察・参加実習を通して、利用児（者）への理解を深めるとともに、施設等の機能と専門職としての保育士の役割や倫理等、その職務について学ぶ。また小学校教諭免許状取得のための介護等体験に読み替えるものとする。

3.2 実習の内容

- 1) 施設の役割と機能について理解する。
- 2) 施設の生活と一日の流れを理解し、参加する。
- 3) 生活や援助などの一部分を担当し、養護技術を習得する。
- 4) 利用児（者）の観察や関わりを通して、個々の状態に応じた援助の必要性を理解する。
- 5) 利用児（者）の最善の利益についての配慮を学ぶ。
- 6) 子どもの生活や環境を通して、家庭・地域社会の現状を理解する。
- 7) 支援計画を理解し、活動や援助に活かそうとする。
- 8) 保育士としての役割や職業倫理を理解する。
- 9) 職員間の役割分担と連携について理解する。
- 10) 介護、介助及び交流等を体験する（介護等の体験）。
- 11) 健康管理・安全対策への配慮について理解する。
- 12) 観察・記録に基づく省察や自己評価を行い自己課題を明確にする。

和歌山信愛大学における保育実習Ⅰ（施設）要綱

3 実習配属決定までの流れ

3.1 実習における事前準備や学生に対する事前指導において必要と考えられる事項

実際に実習を開始するにあたり、具体的に実習施設と調整を行うために必要となる事項について実習担当者と検討した結果が以下である。

1) 実習施設名

2) 施設長名

3) 実習担当者名

4) 実習期間・受け入れ人数

施設によって実習期間・受け入れ人数が異なることが予測されるため、確認する必要がある。

5) 実習施設に通う方法

実習施設における駐輪・駐車スペースの有無を含め、利用可能な手段を確認する必要がある。

6) 健康診断書類

健康診断書類については、細菌検査及び胸部X線の結果を含め、その様式と検査実施日から提出日までの指定期間について確認する必要がある。

予防接種については、厚生労働省が指定保育士養成施設の保育士養成課程での保育実習の実施において、学生を受け入れる保育所等に入所する乳幼児等が、感染症に感染しないよう配慮する重要性について述べており、麻疹及び風疹の予防接種について、適切に対応することを指定保育士養成施設に周知している（厚生労働省 2015）。また日本小児保健協会予防接種・感染症委員会においても、実習中に実習生自らがウイルスや細菌等の感染を受けたり、重症化したりするだけではなく、周囲へ感染拡大する等、実習受け入れ先にも多大な影響を及ぼすことから、実習学生の所属機関による学生への指導・支援を行い、実習受け入れ機関と連携して取り組む必要性を示している（日本小児保健協会予防接種・感染症委員会 2018）。

よって本学では入学後、全学生を対象として感染症の予防接種・罹患歴に関する調査を行い、抗体がない学生には実習開始までにワクチン接種を行い、証明書を提出するよう指導している。その旨を説明した上で、提出書類として予防接種に関する証明書が必要かどうかを確認し、必要な場合は、予防接種調査票またはMRワクチン（または水痘ワクチン）接種・抗体検査実施証明書のコピーを提出すること

で対応可能かを確認する必要があると検討した。

その他必要な提出書類の有無を確認し、補記できる欄を設けた。

また実習先に対して、学生に「守秘義務誓約書」を提出させることで、守秘義務の意義と重要性の理解を促すと同時に、事前指導での重要指導事項として位置付けることを実習先と共有していくことをねらいとして事項として取り上げた。

7) 謝礼金

実習後に謝礼金を支払うため、その金額及び支払方法について確認する必要がある。

8) その他経費

謝礼金以外に個人的費用として、食事代や宿泊費等の金額と支払方法について確認する必要がある。

9) 実習時間・宿泊

本実習において、1日8時間以上の実習時間を確保し、出勤時間及び宿泊の有無について確認した上で、実習総時間80時間の確保を依頼する必要がある。

10) 作成書類等

実習日誌の指導及び添削と実習終了後の実習評価表、前述の小学校教諭一種免許状取得のための介護等体験証明書の説明と依頼を直接行うことを重視し、チェック欄を設け必ず依頼できるよう工夫した。

11) その他

実習施設からの要望等、自由記載できる欄を設けた。また項目毎にも備考欄を設け、補記できるようにしている。

上記をリストとして作成したものが表3である。

以上のように確認事項を整理し、実習施設との連絡調整を行った。

実習先となる福祉施設では、施設の利用児(者)やその家族に対し、養護・療育・自立支援等の社会福祉サービスを通じて、生活の質の向上を図ることを目的とされている。そして、設置目的に応じて、養護系・障害系・育成系の3種類に大別されている。養護系の施設では、原則18歳までの子どもに対して養護や自立支援等が行われる。障害系の施設では、障害をもつ子どもに対し、療育や自立訓練等を行うが、入所施設においては、18歳以上の利用者も同じ施設に居住していることがある。育成系の施設では子どもの健全な育成を図ることを目的としている(守他 2019)。

表3 保育実習Ⅰ(施設) 実習先との確認事項

4 実習先との確認事項リスト			
保育実習Ⅰ(施設) 実習先との確認事項			
項目	内容		備考
1 施設名	(法人名等)	(施設名)	
2 施設長名	所長 ○○ ○○		
3 実習担当者	主任 ○○ ○○		
4 実習期間(10日間)	2月	6月	
	日() ~ 日()	日() ~ 日()	
受け入れ人数	人	人	
5 実習施設に通う方法	・自転車・バイクの確保(有・無) ・遠方者限定(可・不可)(有・無) ※学生が確保して対応する		
6 健康診断書類	・健康診断:【必要・不要】 ※大学様式で(可・不可) ・細菌検査:一か月以内【必要・不要】 ・胸部X線:直近のもので(可・不可) ()ヶ月以内のものが必要 ・予防接種:【必要・不要】 ・その他の提出書類の有無 ()		<input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> 水痘 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) <input type="checkbox"/> その他()
7 謝礼金	金額	・¥ /日で(可・不可)	
	支払方法	・その他の金額の場合(¥) 【振込・現金・(図書券・品物)】	
8 その他経費(個人的費用について)	<input type="checkbox"/> 食事代 <input type="checkbox"/> 宿泊費 <input type="checkbox"/> その他() ※学生が各自、実習先に支払いで(可・不可)		
9 実習時間	時 ~ 時		1日8時間以上の確保が必要
10 作成書類等	・日誌、評価表記載の確認 <input type="checkbox"/> 済 ・介護実習証明書記載の確認 <input type="checkbox"/> 済		
11 その他			

なお、本学における実習施設の種別は、乳児院、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、児童養護施設、福祉型児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、知的障害者総合福祉施設である。これらの福祉施設における概要を以下に説明する(倉石他 2017, 守他 2019)。

1) 乳児院

乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む)を入院させて、これを養育し、あわせて退院したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする。本来、0~2歳までの乳幼児を対象としているが、事情により2歳以上の子どもも入所可能となっている。また、地域での家庭への支援として短期利用の機能もある。

2) 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自

活に必要な知識技能の付与を支援すること目的とする。

3) 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を支援することを目的とする。

4) 児童養護施設

保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて対処した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。基本的には18歳以下の乳幼児や児童であるが、20歳までは措置延長ができ、場合によっては22歳の年度末まで、施設等に居住して必要な支援を受けることができる(厚生労働省子ども家庭福祉課 2019)。

5) 福祉型児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練の支援を提供することを目的とする。

6) 障害福祉サービス事業所

利用者のニーズに応じて、①生活介護、②自立訓練、③就労支援の3つからなる、さまざまサービスを提供することを目的とする。サービス内容は、以下に述べる。

①生活介護

入浴・排泄・食事の介護、生産活動や創作的活動の機会の提供。

②自立訓練

一定期間、自立した日常生活あるいは社会生活が送れるようになるため、身体機能の保持や向上を目的とした機能訓練と、日常生活動作の獲得と維持を目的とした生活訓練。

③就労支援

一定期間、一般企業への就労を目指す人に対し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行う就労移行支援と、企業への就労が困難な人を対象に、働く場の提供とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援。

7) 障害者支援施設

利用者のニーズに応じて、夜間の入浴・排泄・食事の介護等の生活介護を行う施設入所支援、自立訓練、就職支援のサービス、医学的管理のもとでの介護や機能訓練を行う療養介

護の提供を目的とする。

8) 知的障害者総合福祉施設

知的・適応能力に課題がある利用者が、自立した日常生活あるいは社会生活が送れるようになるため、SST(社会生活技能訓練)や動作法の活用を行う。

3.2 実習施設の連絡調整の結果

最初に、実習施設22カ所に順次連絡をとり、訪問のための日程調整を行った。訪問した際には、「実習先との確認事項リスト(表3)」を基として、実習に関する詳細説明と確認を行った。実習施設との連絡調整の結果は以下のとおりである。

表3において1)~3)については、各施設による事項を記載した。

4) 実習期間・受け入れ人数

2020年度の保育実習I(施設)において、幼保コースが2021年2月15日(月)~3月1日(月)の平日10日間を確保して交渉を行った。小幼コースの実習期間の詳細は未定であるため、予定として6月中旬頃を考えていることを伝えた。施設の行事日を回避したり、実習施設からの土曜日・日曜日・祝日を含む実習日の希望に合わせて、その他施設の都合により多少のズレが生じる可能性があったが、概ね提示した期間に行われる予定となった。

2020年度の幼保コースの実習における最大受け入れ人数は、5施設において4名(但し内1施設は女子学生であれば4名・男子学生であれば2名の内訳)、1施設が3~4名、3施設が3名、7施設が2名(但し内1施設は移転の為、2022年度からの受入を承諾)、2施設が1~2名、3施設が1名となった。1施設では、インフルエンザ流行時期であるため、1月から3月の実習の受入は行っておらず、この期間は21施設で実習が可能となった。小幼コースは6月に実施予定であり、その時期であれば若干名、受け入れ数が増える施設もある。表4(5.1)に詳細を示す。

5) 実習施設に通う方法

自転車・バイクの利用が可能であるのは20施設で、実習生が遠方者の場合は7施設が車の利用も可能であった。2施設は公共交通機関の利用を条件としているが、いずれも徒歩15分以内に施設の最寄り駅があるため、公共交通機関の利用で支障はないと考える。

6) 健康診断書類

全施設が大学様式健康診断書類の提出及び直近のX線検査結果の提出で可能であった。細菌検査結果においては 21 施設が、実習開始 1 ヶ月以内のものを提出、1 施設のみ 2 週間以内のものを提出することになった。予防接種に関しては、5 施設で書類の提出を求められ、調査結果及び実施証明書のコピーを提出することで了承を得た。その他、3 施設においてインフルエンザ予防接種を受けていることが必須条件となり、1 施設は接種していることが望ましいとのことであった。表 4 (5.2)に結果をまとめる。

守秘義務に関しては、実習施設においても極めて重要な事項であると認識し、様々な点で施設利用児(者)に配慮されているため、守秘義務誓約書の提出に対しては、全施設から大いに理解が得られた。

実習に伴い、施設の利用児(者)の成育歴や家庭状況等の個人情報や実習先に関する情報を知り得ることが多くなるため、守秘義務に関する事項は、事前指導においても十分な指導が求められている。

7) 謝礼金

謝金は全施設において、大学規定の金額を振込みで支払うことで了承を得た。

8) その他経費

食事代・宿泊代が必要な場合は、最終日に学生が直接各施設に支払うこととなった。昼食については、12 施設では各自持参し、8 施設では施設の食事、2 施設は学生の希望をとってくれることとなった。

9) 実習時間・宿泊

実習時間については、全施設 1 日 8 時間以上を確保されており、7 施設ではシフト制がとられることとなった。宿泊実習は、他大学等の実習が重複するため 2 月の実習では 4 施設、6 月の実習では 6 施設での受け入れが可能となった。

10) 作成書類等

実習日誌の指導及び添削と実習終了後の実習評価表、介護等体験証明書の作成については、全施設において承諾が得られた。

表 4 実習施設との連絡調整結果

5 実習施設との連絡調整結果

5.1 実習受け入れ最大人数 (2020 年度 2 月)

受け入れ人数	施設数	備考
0 名	1 施設	(内 1 施設)6 月に 4 名可
1 名	3 施設	
1~2 名	2 施設	(内 1 施設)6 月に 2~3 名可
2 名	7 施設	(内 1 施設)6 月に 3 名可 (内 1 施設)2022~受け入れ可
3 名	3 施設	
3~4 名	1 施設	
4 名	5 施設	(内 1 施設)男子学生なら 2 名
合計	22 施設	

5.2 提出書類について

種 類	条件等	施設数(件)
健康診断書類	大学様式	22
細菌検査	3 週間以内	21
	2 週間以内	1
胸部X線	直近	22
予防接種証明	必要	5
	不要	17
インフルエンザ予防接種	必要	3
	望ましい	1

4 まとめ

2020年度より開始される保育実習Ⅰ(施設)における実習施設との連絡調整を行った結果、2点の課題が挙げられる。

1 点目は、実習の日程及び人数の調整を行うことである。2～3月は他大学・短大・専門学校等の実習と重複する施設が多い。またインフルエンザ流行の可能性が高い時期であるため、実習の受け入れを行っていない施設もあった。実習日程を数年前から予約していたり、毎年恒例として同時期の実習日程を確保されていたりするため、本学の実習を新規に2～3月の時期に追加依頼することに、難色を示される傾向が強かった。また、同時期に実習生が増えることは、施設入所児(者)の環境の変化に影響を及ぼす点や、実習担当者が限られているため、学生に対して十分な指導が困難になる点等への配慮から、受け入れが難しいとのことであった。また現段階では、どの大学等においても実際に配属する実習生の有無や人数が未定である。そのため実習施設としても、できるだけ多くの実習生の受け入れを可能にするため、早期に日程や人数を連絡してもらいたいとの要望があった。本学ではコースが決まり次第、学生の配属先を決定し、実習施設への連絡を早期に行いたいと考える。

また実習日程において児童養護施設では、平日の日中は入所児童が学校に在籍しているため、子どもと関わる時間が少なくなることを懸念している。児童が施設で過ごす時間が長い土日祝日及び長期休暇に実習が実施されることが望ましいという意見もあった。今回の連絡調整においては、子どもと過ごす時間を重視し、夜勤や宿直を経験させてもらうことで対応している。入所児童の長期休暇の時期に合わせることは、本学の授業時間や定期試験等との調整が必要となり、現時点では難しいと考える。

2 点目は健康診断書類における感染症調査票についてである。2019年度入学生については、入学後に調査を始めたが、母子手帳での確認や予防接種を受けるために医療機関に行く時間を要することから、2020年度入学生には、下宿生が実家で母子手帳を確認したり、事前に準備が出来る時間を十分確保したりできるよう、入学前に書類を配布し入学と同時に調査書を回収できるよう試行している。2020年度の結果から、さらに改善していきたいと考える。

その他、実習施設からの意見や要望の中で、「施設」に対して、あまりよいイメージが持たれていないので、実際をよく知

ってもらいたいという意見があった。このことは実習における事前指導においても留意すべき事項であると考え。また、小学校や保育現場では、特別支援を必要とする児童や乳幼児が増加傾向にある。つまり、福祉的な視点をもつ教育者や保育者が養成されることが必要である。よって、施設の実際や指導員の関わり等を現場で学んでおくことは、教育・保育現場において、よりよい支援に繋がる可能性があると考え。

また児童養護施設において家庭的養護と個別化を行い、あたりまえの生活を保障することを意義として、小規模化や地域分散化が進められている(厚生労働省 2015)ことから、多くの人材が求められている。知識や技能を深め、より向上心を持った豊かな人材を育成し、就職に繋げてもらいたいという要望もあった。

施設と大学が、情報及び意見交換等を通して、施設実習の在り方を共有し、連携を図ることは、実習の充実を目指すことには必要不可欠である。実習関係者からも、施設と大学との協議会をもってはどうかという提案もあげられた。このことは、大学側としても、現状に即した実習指導を学生に提供することができるため、ぜひ実現に向けて取り組むべきことであると考え。また学生は、現状に即した実習指導を受けることによって、より具体的な実践に結び付けて、理解することが可能となる。

このように、相互の課題改善及び豊かな人材育成に向けて、今後連携を深めていくことが極めて重要であり、養成校に求められている課題であると考え。

謝辞

施設実習に関して、快くお引き受けいただき、ご協力いただけることに施設関係者の皆様に心より感謝いたします。

引用・参考文献

- 市川須美子・小野田正利・勝野正章 他(2018)『教育小六法
(平成30年版)』学陽書房
倉石哲也・小崎恭弘監修(2017)『社会福祉』ミネルヴァ書
房
厚生労働省(2012)「児童養護施設等の小規模化及び家庭的
養護の推進のために(概要)」
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo>

/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working4.pdf

2019年12月27日閲覧

厚生労働省(2015)「指定保育士養成施設の保育実習における麻疹及び風しんの予防接種の実施について(雇児保発0417第1号)」

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1368&dataType=1&pageNo=1 2019年12月25日閲覧

厚生労働省「保育士試験」

http://www.mhlw.go.jp/koueiroudoushou/shikaku_shiken/hoikushi/index.html 2019年12月25日閲覧

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2019)「社会的養育の推進に向けて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf> 2021年2月17日閲覧

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(2019)「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000546183.pdf> 2020年1月11日閲覧

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会(2018)「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方(第1版)」

<https://www.jschild.or.jp/archives/456/> 2019年12月25日閲覧

福祉小六法編集委員会(2018)『福祉小六法 2018年版』みらい

守巧・小櫃智子他(2019)『施設実習 パーフェクトガイド』わかば社

和歌山信愛大学(2019)『2019年度 履修のてびき』

和歌山信愛大学(2020)『実習記録』